

【水道事業者・専用水道設置者・貯水槽水道の維持管理に携わる皆さまへ】

## 水道法施行規則改正に伴うノロウイルス検査のご案内

令和 8 年 4 月 1 日施行の水道法施行規則改正により、水道施設の業務に従事する者に対する健康診断（検便検査）の頻度が「おおむね 6 か月ごと」から「おおむね 1 年ごと」となりました。

一方で、発熱・下痢・嘔吐などの症状がある従事者がいる場合は、必要に応じて臨時の検査（健康診断）を実施することとされています。

定期健康診断の回数が見直される中、有症状者が発生した場合に備え、検査を実施できる体制を整備しておくことが重要です。

当事業団では、従来から実施している検便検査（腸内細菌検査）に加え、ノロウイルス検査も実施しております。

次のような場合には、ぜひ当事業団食品環境検査所までお問い合わせください。

- ・水道法施行規則改正を踏まえ、管理体制の見直しを検討している場合
- ・従事者に下痢、嘔吐、発熱等の症状があり、検査の実施を検討している場合
- ・ノロウイルス検査や腸内細菌検査の実施方法について確認したい場合

### 【検査項目】

- ・腸内細菌検査  
赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス菌、パラチフス A 菌を含む）、腸管出血性大腸菌（O-157 など）
- ・ノロウイルス検査

また、検査内容・検体提出方法・料金等の詳細についてもお気軽にお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

公益財団法人栃木県保健衛生事業団

技術部 食品環境検査所

TEL : 028-673-9900

FAX : 028-673-9955

e-mail : okamotok@tochigi-health.or.jp